

(第六部)

第二回参議院文化委員会會議錄第二号

昭和二十三年二月六日(金曜日)午後二時一分開會

本日の會議に付した事件

○祝祭日の改正に関する件

○委員長(山本勇造君) それではこれから委員会を開きます。最初前回の議決に決した祝祭日小委員会の承認を議長に求めましたところ、許可になりました。その際に祝祭日小委員会の委員の人数と指名とは私に御一任になつておるのでございますが、その人数を九名といたしました。金子洋文君、柳澤錦一君、團伊勢磨君、徳川頼貞君、森田眞治君、大隈信幸君、末岡嘉道君、三島通陽君、高田寛君、この九名を指名いたしました。この九名を指名いたしましたことには、御承知のとおりです。御異議ございませんか。

○委員長(山本勇造君) では次に祝祭日の決定の基準につきまして、前回この問題をやりましたのでありますが、引續きまして前回の後もう少しまだ問題が残つておるようでありますから、その點について前回の引續きをいたしたいと思ひます。

○三島通陽君 この前私は簡単に子供の日のことにつきまして申しまして、その後で委員長のお言葉があつた、そのお言葉の途中で速記が切れてしまつたわけでございますが、子供の日ににつきましては金子委員長からお聞けになりましたし、又外の委員からも御發言がありましたので、詳しく申上げる必要

もございませんし、前回大體よく骨子だけは申上げたのでございまして、國の祭日といつたしまして果してこれが祭日になるかどうかは分りませんけれども、とにかく皆が子供のことを考へ、子供のためにする日を一日休みにしたい、パンクホリデーにしたいというのが、私たちの希望なのでござい

ます。そしてこれには先日もちつと觸れましたけれども、子供のためにするところの運動を附けて欲しい、何か單なる休にして、この日を無爲に過してしまふのではなく、新しい國の祭日には何かこういつた運動が附いたといふような、大きな社會運動の、國を擧げての普遍的な大きな運動が附いたといふものもあつていいのではないかと考へて先般申上げていたわけでございますが、これにつきまして

は多少皆様の御意見等も聽いて、これは私個人の意見ではないので、皆様方からちよいと御發言になつたことを聽かしまして一つの案を書いてみましたので、今その案をちよつと朗讀してみます。

國祭日(祝祭日)として兒童デー(假稱)設置提唱

子供は家庭の子供であり、國家の子供であり、社會の子供である。故にその子供の福祉を護り、且つそれを増進することが極めて大切であることは今更何言を要しない。されば、この子供たちを尊重し、尊敬し、愛護することを、我々お互いの義務の責務である。その要をわ

て、ここに「國祭日」、即ち國の祝祭日としての「子どもの日」を設定することは最も好ましいことだと信ずる。

國家はすでにこの子供たちの大切なことを認めて「兒童福祉法」を發布したのであるから、ここに國祭日を設けることが、その點において亦誠に意義深いものと思ふ。

以上の趣旨により設けられた子供の日の構想について、私達は次のようにならしたいと念願している。

一、名稱 子供日、子どもの日、子供デー、兒童の日、兒童デー等があるが、これは民主主義に則り、新聞及びラジオ等を利用して、廣く國民より公募すべきものと思ふ。

二、期日及び期間 兒童福祉法發布の日をその祝祭日として、その前後を、例へば「兒童福祉増進週間」とするようになしたいと思ふ。そしてこの日が飽くまで獨立した國際日であり、それだけの意義を持たしめたいこと、その日又はその期間において行ふ「行事」から見て、「季節」と言ふことが極めて大切であると思ふからである。

三、行事内容

(1) 國を擧げての子供祝賀の日として官廳、公署、學校、銀行、會社、工場、事業場等一切從來の祝祭日のごとく休日とする。

(2) 旗日として國旗を掲揚するが、ただ國旗だけでなく、特に子供祝賀のペンダント(統制)を定め

て、これをその半頭に附けることにしたい。

(3) 子供日の歌を作る。(歌詞、作曲共に公募する)

(4) 記念郵便切手を發賣する。

(5) 配給物についても、何か子供のためのもの又は子供たちを喜ばせるものを祝賀の印として特配する。

(6) 家庭その他いづれもこの日は子供に奉仕して、すべてのことを子供本位に且つ子供中心とする。

(7) 當日又はその期間は、從來の花の日のように、子供祝賀のマークを街頭等において賣り、その上り高又は利益を子供のための社會事業に寄附する。

(8) 從來の子供に關する一切の行事を整理し、且つ新しい行事をも考へてこれに盛り込む。

(9) 赤ん坊展覽會や朝日新聞社のやつている優良兒童の表彰式その他子供を対象とするこの種の催しもこれに盛り込む。

(10) 運動會、ハイキング、音樂會、演劇會、展覽會、各種児童會、各種競技會、各種のコンクール、パサー等、子供のため又は子供を対象とする催し物をこの日又はその期間に行ふ。

(11) 興業場は當日又はその期間において

1. 子供本位のプログラムとし、無料又は割引有料で子供及び

子供連れの顧客にサービスする。

2. 平常通りのプログラムにて一般顧客を迎えて、その入場料の全部若くは一部を子供のための事業又は施設に寄附する。

子供連れの顧客にサービスする。

3. 平常通りのプログラムにて一般顧客を迎えて、その入場料の全部若くは一部を子供のための事業又は施設に寄附する。

(12) 食堂等は、たとへば子供ランチのごとく、これ又やはり子供本位の獻立として廉價にてサービスする。

(13) 一般商店、理髮店、浴場、寫眞屋等も、その日又はその期間中品賣的又は價格的サービスをするか、興業場の2のごとくする。

(14) 新聞、雜誌、ラジオは子供のためにそれ、特轉するか、附録をつける。

(15) 交通機關も當日は何らかの形で直接又は間接に子供にサービスする。

(16) 他の事業者及び一般國民もこの日又はこの期間に子供のための事業に寄附をする。

(17) この日において子供自身又は子供のための文化作品(小説、映画、歌詞、作曲、劇、レコード、書畫、學用品、玩具、發明品その他等々の優秀なものをそれぞれの機關において表彰又は推薦する。

(18) 子供及び子供のための文化作品の發表。

(19) 子供自身又は子供のための美

事、善行の表彰又は再表彰。

(b) 子供のための事業の功勞者及び功勞團體の表彰。

(c) 期間中の行事としては

國際親善の日、平和祈念の日

(日本人形その他手工藝品、メジロ、チ等、外國贈品とか

文書、玩具、切手) 子供の作

品等の交換その他。

善行の日、動物愛護、植物愛護

等、この日に盛り込む。

體育の日、スポーツ行事一切

感謝の日、これは最終日に子供

及び社會が親、教師その他の

恩に感謝をする知恩の日と

もいふべき日としたい。(マ

ダースデーのように)

その他行事についても廣く公募す

ればよろいものがあると思

ふ。

最後に特筆して置きたいことは、

前記寄附であるが、これは、一定事業

を指定せず、寄附者の任意とて、

寄附者の好める事業(子供のための

社會事業又は子供の教育事業)に寄

附し、國家的機關は寄附者及び被寄

附者よりそれ、報告を取り、年集

計を發表することとする。

以上であります。

○岩本月洲君 今三島委員の御發言に

なりました子供の日の問題であります

が、これはこの前の基準の討議の結果

として出て参りました傳統的なものと

傳統的でないものを選ぼうとする、そ

のあとの新しい國家建設のために必

要な日を選んで来るといふ上に、是非

とも子供の日といふものをこの委員會

でお考え頂きたいといふことは、私は

三島委員の御發言に特に賛成を表する

と共にお願いをしたい點であります。

それはもう説明の要はないのでありま

しうが、結論は、新しい國家を建

設するの何といつても期待は子供に

あるわけなんでありまして、國家を建

て次の時代を背負う子供のために、

常に國家が年に一度ずつとにかく休ん

で、子供のために總掛かりになつて考

えてやる日があつていいといふこと

は、現在だけでなく、それから日本の

を築き上げて行く上に、どうしてもな

くはならない日だと、こう考えま

す。委員會で特にこの問題を慎重に取

上げて頂きたいという希望を持つてお

ります。

○委員長(山本眞造君) 只今岩本委員

からのお話もありましたが、とにかく

先ず只今議題としておりますことは、

祝祭日を定めるに當つての基準を如何

にするかという問題でありますから、

今子供日の問題については取上げるか

どうかという問題は、この次の議題の

ところにして頂きたいと思ひます。御

趣旨はよく承りました。同時に私、この

ことについて三島さんのお言葉の中

にもありましたけれども、こういう祝

祭日が定められるときに、敢えて子供

日に限らず、どの祝祭日にも行事を伴

うこと、或いは催し物を伴うというこ

とがないと、ただの休と一緒になつて

しまいますから、これは行事乃至催し

物が附け加わるようなことも、基準と

しては考えてよろしかろうと思ひます

が、如何でございましょうか。尚それ

と共に私考えられますことは、子供の

日にも關係いたしますから申上げるの

ですが、三月三日の雛祭といふとき

は、お雛様を飾つて祭るといふだけ

なした、これに草餅といふものが附い

て来る。これはお母さんたちになり或

いは子供たちも「餅草を摘みに行くよ

う」ようなことがそれで起つて来る。

又お母さんたちがそれを草餅に換いて

作る、子供が一家中がそれを食べる

といふので、本變和やかなものが生れ

て来る。同時に五月五日の端午の節句

には、菖蒲、人形を飾るとか、鯉を

立てるとかしますが、更に又「ちまき

を作るとか、或いは今では「かしわ

餅が多いと思ひますが、「かしわ餅を

作る」といふようなことが加つて来てお

りまして、そうして子供たちが「かし

わ」餅を食べて喜ぶばかりでなく、大

人の連中もやはり楽しい。そういう祝

祭日は、先程言いました行事や、それ

から催し物の外に、それ、何かが

食べ物みたいなものも加つて来ると、

非常にいいのではないかと思ひま

す。例えば昔ありました五節句は、一

月の七日、これは最初は元日であつた

ようですが、後には七日になつたが、

御承知のように七草粥がある。それか

ら三月三日には草餅、五月五日は「ち

まき」又は「かしわ」餅、七月七日の七

夕には紫餅という言葉は字引に載つて

おりますが、麥粉を糰のように糊つた

ものらしいのですが、或いは「そうめ

ん」などをやるようにございまして。そ

れから九月の九日、重陽の節句には、

「いのこ餅」といふものを作るようであ

ります。これはどのくらいはやつてお

りますか。「いのこ餅」とか「むぎなわ

」の方は「ちまき」や草餅の程でないよう

ですが、昔の節句を見ますと、食べ物

がついております。それはお祝の感じ

を和やかにして行くと思つておりま

す。今度祝祭日を考えて行きますとき

には、こういうふうなものは、法律で

何々を拵えろといふことは無論できま

せんけれども、併し祝祭日を定めて行

く上には、こういうものがやはり考えら

れていいのではないかと思ひますの

で、ちよつと一言いたしておきます。

○三島眞造君 只今の委員長の御話は

大變面白いと思ひますが、お言葉の中

にありました五月五日の「かしわ餅を

食べる」といふことは何かお調べになつ

たことがあります。

○委員長(山本眞造君) 餘りあれでも

ございせんが、これは恐らくは支那

から来たのだと思ひます。大體前には

「ちまき」でありましたようですが、後

に「かしわ餅」に變つて来ております。

尙このことにつきまして、茶人の磯野

さんという法學士で、片山さんと大學

を同期に出た人ですが、今お茶の宗匠

になつております。この人から聞きた

した話には、お茶の方の人の意見では、五

月五日の「かしわ餅」を食べるのは、こ

れは單に「かしわ」の葉つばでくるんで

食べるというのでなくて、あの「かし

わ」の葉といふのは意味がある。それ

はああいうふうないわゆる落葉樹はみ

んな秋になると、散るわけですが、

「もみぢ」みたいなものは色が變ると直

ぐに落ちてしまふのです。併しこの

「かしわ餅」の葉はなかく落ちない。

これは「かしわ」に限りません。「くぬ

ぎ」「なら」もそうなのでございませ

が、こういうふうなものはなかく落

ちませんで、翌年まで茶褐色になつた

まま全部残つておる。なぜ残つておる

かといふと、冬の間に新しい芽が出

るのを保護するために残つておる。そ

れに結び合せて五月五日にこの「かし

わ」の葉を使うといふのは、子供の芽

を、自分は枯れても、どこまでも、子

が本當に成長するまでは保護する意味

で残つておるのだ。つまり子をはぐく

むような氣持を考えて、それで實は

「かしわ」の葉でくるんで「かしわ餅」を

作つておるといふ話を聞いたのであり

ます。それがどのくらい確かな説であ

りますか、私も本當には分らないけれ

ども、字引みたいなものも少し調べま

したが、そこまでは見えておりませ

ん。實はこの點につきまして、帝大の

植物の方をやつております服部博士に

聞いたときに、尙これは牧野さんに聴

いた方がよいだらうといふので、牧野

さんの所にも人を出しまして聴きまし

たとところが、それは自分たちもそこま

では知らん。それから又「かしわ」の葉

が落ちないことは事實であるけれど

も、併しなからそれが芽を保護するの

だといふことを我々の學者の立場から

はつきりするは言い切れない。併しそ

ういうふうな民間で考えて、そういう

ふうな意味で「かしわ餅」を作るとい

ふことは別に我々には異議がない。こ

ういうふうなことでありました。このこ

とは今度「かしわ餅」を作られるのにど

こかに、利用されるかどうか知りませ

んけれども、何らかの御參考になるだ

らうかと考へます。

○松野眞内君 基準を今日お決め願

う、そのきつ掛けにたま／＼子供の日

というこについてその関連を申上げ

るのですが、今四月一日を子供の日と

する。これは今三月にも委員長のおつ

しやる通り、或いは五月にも、六月に

も、七月にもある。いずれも主として

子供を樂ませる。食事の關係、行事の

關係と思ひますが、幾日も子供の日を

設けるには、どういふ基準を設けるか

三島委員の御發言に特に賛成を表する

なしに、これに草餅というものが附い

す。今般祭日を考へて行きますとき

を、自分は枯れても、どこまでも、子

を、自分は枯れても、どこまでも、子

ということになつて來ると思ひます。

併し四月は恰かも學校教育の丁度新學
期、新學年といふやうな時である。こ
こにお互いが幾日も設けられるなら

ば、一日を國を擧げての日にして置
く。その他は行事にすると、休日であ
り、何らかの強制をするとかいふふ

うの一つの基準については、この前委
員長からおつしやつて頂いたやうな風
に、國を擧げて、國民全體の休日をお

決め願う。今お話の食事についても誠
に結構だと思ふが、國を擧げてやらな
いでも、部分的にせよ、團體的にせ

よ、或いは婦人子供の喜ぶことのでき
る意味において強制をする。祭日は一
つのその意味からいつて今上げて下さ

つた意味に賛成、こゝういふ機會に少
しでも子供のために、母のために、家
庭のために、食事、行事を通して、こ

とに至極賛成であります。分けても三
月、四月の學校教育、學期の變り目と
いうやうなところに選ぶことを必要だ

という感じがかりは基準を決めて頂
きたい。國全體を擧げてやるのをどう
するかといふことをお決め願ひたい。

國民全體に通ずるもの、團體的のもの

と地方的のもの、こゝ三つ考えられ
るのでありますが、その中の國民全體
に通ずるものを先ず第一に考えよう。

そして第二には團體的のものを考え
て行こう。こゝういふやうな分け方を
いたしました。ところが、その後これは

「新報知」に出ておる祝祭日のものを私
の手許にある限り見ましたところが、
三宅正太郎さんがこゝういふ問題を取扱

つておるのです。これは私はそのまゝ
全部賛成ではありませんし、随分意見
があるのではありません、一つの

考え方になると思ひますので申し上げ
ますが、三宅さんは新たに祝祭日として
制定したいもの、私の考へておる祝日

といたしまして、第一には國家に對す
る感謝の日、それから第二には天皇に
對する感謝の日、第三には祖先に對す

る感謝の日、第四は日本國のため命を
捧げた人に對する感謝の日、第五が天
地に對する感謝の日、これを元日とし

たいといつております。それから第六
には同胞に對する感謝の日、勞働に對
する感謝の日とするのも一案ですが狭

りますが、同時にちよつと大なる感じ

もありませんが、私は今後考へて行く上
にこれは一つのいいヒントを與へて與
れたものと思つております。これは

「新報知」に出ておりますし、私の手許
ばかりでなしに事務局にもございま
すから御覽下さい。

それからもう一つ、今日徳川さんが
いらつしやいませんか、この間、前同
のときでしたが、速記がなくなつたの

で、そのところが消えてしまつてお
りますけれども、徳川さんが「こゝさ
い日」といふことを言われまして、私

がとんだ驚き違ひをいたしました。これ
に申譯ない話でありますけれども、
「こゝさい日」と言われまして、

「こゝさい日」と言われまして、
「こゝさい日」と言われまして、
「こゝさい日」と言われまして、

「こゝさい日」と言われまして、
「こゝさい日」と言われまして、
「こゝさい日」と言われまして、

「こゝさい日」と言われまして、
「こゝさい日」と言われまして、
「こゝさい日」と言われまして、

○金子洋文君 原則的には賛成です。

○大隈信幸君 これは私の申し上げるの
は、選定基準とは直接關係いたしま
せんけれども、世界曆の問題を一應この

際御考慮になつたら如何かと思ひます
が。

○委員長(山本勇造君) それは大變大
事な問題で、私はできるならば、こ
ういふやうな今までの曆よりはつと合

理的な、そして又又經濟面からいつ
ても大變結構な問題なんです。で
すれば私は、日本で率先してやつたら

よくはないかしらと思つておるの
であります。戦争放棄といふやうな、
どこの國にもない、どこの國の憲法に

もないことを、日本がまつ先にやつた
くらいなんです。こゝういふやうな
問題でもこれは早く採上げ、同時に祝

祭日との緊き合せがついて來るとい
ふんじやないかと考へております。こ
れは又御意見があるだらうと存じます

けれども、高田さんはそれとさ御意見が
あつたわけですから、どうかおつしや
つて頂きたいと思ひます。

を考へますと、やはりこれは主國が

歩調を揃えて同時に、例へば一九五〇
年一月一日からといふやうに歩調を揃
えてこの曆を採用するといふやうにし

て行くべきだらうと思ひ思つておるの
です。

○委員長(山本勇造君) とにかく、や
はり國際的に行かなければならませ
んから、原則としてはそう考へなければ

いけないのでございまして。併
しただ五〇年まで待つておつたとき
に、本當に世界中やるかどうか、相當

まだこれは未定なのと、又考へよう
によれば、どこが率先してやると、方
々がつて來るといふことも考へられ

ますけれども、まあ全體としては、成
るべく歩調を揃えて行くといふあなた
のお考へは、實際適當だらうと思ひま

すね。

○金子洋文君 大隈高田委員の御意見
に同感しますが、同時に、定める場合
には、世界曆は大體豫想されておるま

ら何ですね。同じく彼岸の牡丹餅（寒
餅）、それから四月八日の釋迦祭のとき
には「いただきます」というお菓子が一
の上に餡をのせたものがある。これ
は今でも作っておりますが、そんなも
のがあります。それから特に赤の御飯
を炊くということは、やはりあなたの
案の中に一つ入れて置いて貰いたい。
「赤のままにと添えて」というのは、
非常に日本語で懐しい言葉ですか
ら……。

○委員長（山本勇造君） 今のよう
に行くと、祝祭日が楽しいものにな
り、又國民全體のものになる。今迄の

祝祭日はとにかく宮中で御儀式はあつたかも知れないが、學校や官廳でやつたかも知れないが、國民の全體のお祝いする日の感じが出て来ませんから、どうしてもそういうふうに持つて行きたいと思ひます。

○來馬琢道君 委員長の方針に對して賛成します。何かを附け加えて行くという、文化祭とか、藝術祭とか……。

○委員長(山本勇次君) そういうことになるが催し物が附くから……。

○來馬琢道君 食べ物と行事と、それから……。

○久松定武君 子供のんですが、日本には古來から七五三の日がある、

特に子供の日というものをは七五三以外に作るのも一案だろうと思います。基準としてこれもお考えになつて頂きたいと思ひます。

○來馬琢道君 特に十一月十五日ですね。七の祝ひ、七五三の祝ひは十一月十五日ですな。

○委員長(山本勇造君) 基準の問題はこのくらいでよろしうございませうか。日数の問題は、これは記録に載つ

がある。エスベラント語というものが
 人として一番力を入れなければなら
 んと思ふのは、自然科学、科學の方面で
 ては誰かが考え出しでもするとい
 ろいろな意味で非常に楽しい日が続く
 ○委員長(山本勇造君) 何……
 ○來馬琢道君 ……彼岸國子、それか
 このくらいでよろしいと思ひますよう
 か。日数の問題は、これは記録に載つ

ておりましたか。

○専門調査員(岩村忍君) とき／＼は
 御發言がございましたけれども、この
 前に……

○來馬琢道君 十以上十二くらいと言
 ったから、初めからそういう数を決めな
 いで、日の選定をして、それから数を
 決めようというので中止になつておる
 わけです。

○岩本月洲君 基準の問題には季節的
 な方面のことを取入れて考えて頂きた
 い。

○委員長(山本勇造君) この前にその
 ことを言いましたが、國民全體として
 考える、團體として考えるというところ
 で、僕はやはり季節の問題も入つち
 まうんじゃないかと思つて、意識しな
 がら抜いたんですが、あれは前の速記
 の中に残つております。

○徳川頼貞君 この前私が例の……

○委員長(山本勇造君) この前あなた
 が見えなかつたので、私入れて置きま
 した。それじや大體基準の問題はこれ
 くらいのところで止めまして、それ
 で、これから又個々の問題について討
 議を重ねるというようにいたしたいと
 思いますが、それには個々の問題の方
 は却つて速記がない方が私いいだろう
 と存じますから、これで一應委員會は
 閉じることいたします。

午後二時四十一分散會
 出席者は左の通り。

- | | |
|-----|------------------|
| 委員長 | 山本 勇造君 |
| 理事 | 金子 洋文君
久松 定武君 |
| 委員 | 徳川 頼貞君
松野 喜内君 |

専門調査員

- | | | | | | | |
|--------|--------|--------|-------|--------|--------|-------|
| 大隈 信幸君 | 岩本 月洲君 | 來馬 琢道君 | 高田 寛君 | 服部 教一君 | 三島 通陽君 | 岩村 忍君 |
|--------|--------|--------|-------|--------|--------|-------|

昭和二十三年六月十七日印刷

昭和二十三年六月十八日発行

參議院事務局

印刷者 印刷局